

「合理的配慮」の義務化 9月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

平成28年4月、障がいのある方への差別を解消し共生社会の実現に向け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障がいを理由に入店や入社を断るような「不当な差別的取扱い」や「合理的な配慮をしない」ことが差別と定義されています。合理的配慮とは、障がいのある方が日常生活で受ける社会的障壁（バリア）を取り除くために、障がいのある方に対し、一人ひとりの状況に応じ行われる配慮のことです。

そして今年5月にこの法律が改正され、これまで企業や店舗などに努力を求めただけだった合理的配慮が義務化されます。

例えば、車いすの方がバスや電車に乗る時に手助けすることや、

聴覚や視覚に障がいのある方に窓口で筆談や読み上げを行うことです。ただ、これらはほんの一例に過ぎず、目的や場面、その人を取り巻く環境によって対応が異なってきます。その人がどんな場面で困っているのか、そのバリア解消のために何が適切かという点を踏まえた配慮を提供することが求められます。大切なのは、一律に定められたものだけでなく、一人ひとりに合わせた配慮をしていくことです。

今回の改正法は、国や自治体に加え、企業や店舗が対象ですが、私たちも法律の趣旨や内容を理解するとともに、障がいのある方もない方も共生できる社会を築いていけるよう、バリアをなくす意識を持たなければなりません。

合理的配慮はまず困っている人に気付いて声をかけることから始まります。自分の周りにはバリアを感じている人がいるのか、どのようなことがバリア

になっているのか目を向けてみましょう。そして、そのバリアを解消するために何ができるか周りの方と一緒に考えてみてください。

